

首都高速道路E T C路線バス割引利用約款

(趣旨)

第1条 本約款は、首都高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するE T Cシステムの利用を前提とした路線バスの首都高速道路に係る通行料金に適用する割引（以下「E T C路線バス割引」といいます。）の内容と利用条件について定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本約款の用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 E T Cシステム E T Cシステム利用規程第2条に規定するE T Cシステムをいいます。
- 二 路線バス 乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業の用に供するものをいいます。
- 三 認定路線バス 路線バスのうち、当社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいいます。
- 四 コーポレートカード 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「カード発行会社」といいます。）が、E T Cコーポレートカード利用約款に基づき発行したE T Cカードをいいます。

(適用範囲)

第3条 E T C路線バス割引は、路線バスを運行する事業者（以下「路線バス事業者」といいます。）が、本約款で定めるところにより、コーポレートカードを用いて認定路線バスで首都高速道路をE T C無線通行した際の通行料金に適用されます。

(利用の申込み及び認定)

第4条 E T C路線バス割引の利用に当たっては、路線バス事業者から当社への申込み及び当該申込みに係る当社の認定が事前に必要です。

(申込み要件)

第5条 路線バス事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、前条の申込みをすることができます。

- 一 コーポレートカードを所持していること。
- 二 路線バスとして運行する全車両に、路線バス指定有りとしてセットアップされたE T C車載器を用意していること。ただし、直ちに路線バス指定有りでセットアップすることを確約する場合を除く
- 三 本約款及びE T Cシステム利用規程その他のE T Cシステムの利用に関する定めを遵守すること。

(申込み手続き)

第6条 第4条の申込みを希望する路線バス事業者は、本約款に定める事項を承諾のうえ、所定の事項を記載した「首都高速道路E T C路線バス割引利用申込書」に、記載内容が確認できる書類その他当社が必要とする書類を添えて、当社に提出してください。

2 前項の規定による書類の提出は、利用開始予定日の2週間前（当日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は前日の業務日）までに行わなければなりません。

（認定）

第7条 当社は、前条第1項の規定により路線バス事業者が提出した書類を審査のうえ、適当と認める場合に限り、当該記載事項を認定し、認定した路線バス事業者（以下「認定事業者」といいます。）に対し、「首都高速道路E T C路線バス割引認定書」を交付します。

2 前条第1項の規定による書類の提出が同条第2項に規定する期日までに行われなかったために、前項の認定を受けられず、路線バス事業者に不利益が生じた場合、当社は責任を負いません。

3 コーポレートカードの利用の可否は、カード発行会社の取扱いによるため、第1項、第9条第1項及び第11条第1項の認定（以下「認定等」といいます。）は、コーポレートカードの首都高速道路における利用を保証するものではありません。

（路線認定事項の変更手続き）

第8条 認定事業者は、認定等をされた記載事項のうち次の各号（以下「路線認定事項」といいます。）のいずれかに変更が生じる場合は、所定の事項を記載した「首都高速道路E T C路線バス割引変更申請書」に、変更内容が確認できる書類その他当社が必要とする書類を添えて、当社に提出して下さい。

- 一 路線名
- 二 首都高速道路の利用区間
- 三 運行回数
- 四 運行開始日
- 五 運行終了日

2 前項の規定による書類の提出は、路線認定事項を変更しようとする日の2週間前（当日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は前日の業務日）までに行わなければなりません。

（路線認定事項の変更認定）

第9条 当社は、前条第1項の規定により認定事業者が提出した書類を審査のうえ、適当と認める場合に限り、当該記載事項を認定し、「首都高速道路E T C路線バス割引変更認定書」を交付します。

2 前項の規定による認定は、当社が行う所定の手続きが完了したときから有効とします。当該手続きの完了前に生じた認定事業者の損害に対し、当社は責任を負いません。

3 前条第1項の規定による書類の提出が同条第2項に規定する期日までに行われなかったために、第1項の認定を受けられず、認定事業者に不利益が生じた場合、当社は責任を負いません。

(個別認定事項の変更手続き)

第10条 認定事業者は、認定等をされた記載事項のうち次の各号(以下「個別認定事項」といいます。)のいずれか又はその組み合わせ若しくは当該組み合わせでの利用期間に変更が生じる場合は、当社が別途定める方法により、当社に届け出てください。

- 一 ETCカード番号及び有効期限
- 二 ETC車載器管理番号
- 三 車両番号

2 前項の規定による届出は、個別認定事項を変更して首都高速道路を利用し始める月の末日(当日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は前日の業務日)までに行わなければなりません。

(個別認定事項の変更)

第11条 当社は、前条第1項の規定により認定事業者が届け出た内容について、当社所定の手続きを行います。

- 2 前項の当社所定の手続きは、変更しようとする個別認定事項それぞれが正しいものであるか否かを当社が確認するものではなく、また、それぞれの有効性を保証するものではありません。
- 3 前条第1項の規定による届出は、当社所定の手続きが完了したときから有効とします。当該手続きの完了前に生じた認定事業者の損害に対し、当社は責任を負いません。

(その他の認定事項の変更手続き)

第12条 認定事業者は、認定等をされた記載事項のうち次の各号のいずれかに変更が生じる場合は、所定の事項を記載した「首都高速道路ETC路線バス割引変更届」に、変更内容が確認できる書類その他当社が必要とする書類を添えて、すみやかに当社に届け出て下さい。

- 一 事業者名(代表者名のみの変更を除きます。)
- 二 事業者所在地
- 三 事業者連絡先

2 前項の規定による届出がなされなかったために、当社からの認定事業者への連絡又は書類の送達が遅延し、又は到達しなかった場合は、通常、到達すべきときに到達したものとみなします。

(割引の額)

第13条 ETC路線バス割引の額は、認定された首都高速道路利用区間のETC無線通行1回の通行料金額に39%を乗じて計算した額とします。

2 前項の額に1円未満の端数が生じる場合は、1円未満の額を切り捨てた額を適用します。

(割引の適用方法)

第14条 ETC路線バス割引は、路線認定事項から当社が月単位で算出した利用回数(以下「月上限回数」といいます。)の範囲内において、個別認定事項に掲げるETCカード番号、ETC車載器管理番号及び車両番号の組み合わせに合致した認定路線バスでのETC無線通行に限り、適用します。

- 2 E T C路線バス割引は、月上限回数の範囲内において、必ずしも通行日時の順に適用されるものではありません。
- 3 E T C路線バス割引は、当社が特に定める場合を除き、他の割引と併用することはできません。
- 4 第6条第1項及び第8条第1項の規定による書類の提出並びに第10条第1項の規定による届出における記載事項の誤り並びに第8条第1項及び第10条第1項の規定による書類の提出がなされないことによりE T C路線バス割引が適用されなかった場合等、事情の如何を問わず、当社は、E T C路線バス割引の遡及適用その他の特別な措置は行いません。

(割引適用料金の確定)

第15条 E T C路線バス割引の適用の有無及び割引が適用された料金は、当社からのコーポレートカードに係る通行料金の請求時に確定します。なお、E T C車載器の表示及び案内又はその他各種Webサービス等において確認できる内容は、必ずしも確定した料金ではありません。

- 2 前項に起因又は関連して生じた損害に対し、当社は責を負いません。

(禁止事項)

第16条 認定事業者は、次の事項を行うことはできません。

- 一 認定カードを他人に使用させること。
- 二 認定カードを譲渡し又は担保とすること。

(認定内容の調査)

第17条 当社は、認定等をした内容について、認定事業者に対して調査を行うことがあります。

- 2 前項の調査の結果、認定等の内容と異なる事項があった場合、当社は、認定事業者に対し是正措置を命じ、又は認定等を取り消すことがあります。

(認定等の取消)

第18条 次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、認定等を認定事業者に予告することなく直ちに取り消すものとし、以後の認定等を取り消されたコーポレートカードによる通行料金の支払いは、E T C路線バス割引が適用されないものとし、

- 一 認定事業者がコーポレートカードを使用しなくなった、又はカード発行会社からコーポレートカードの利用の承認を取り消されたとき。
 - 二 認定等を受けた車両がE T C車載器を保有しなくなったと認められるとき。
 - 三 認定事業者がE T Cシステムの不正な利用を行ったとき。
 - 四 前3号の他、当社がE T C路線バス割引の認定等を取り消すことが適当であると認めたとき。
- 2 前項の規定による取消は、当社が認定事業者（認定事業者であった者を含みます。）に送付する「首都高速道路E T C路線バス割引取消通知書」に記載する取消日をもって取り消されるものとし、

(解約)

第 19 条 認定事業者は、E T C 路線バス割引の利用の必要がなくなったときは、当社あて「首都高速道路 E T C 路線バス割引解約申出書」により、解約を申し出ることができます。

(事務取扱窓口)

第 20 条 本約款にかかる当社の事務取扱窓口、その連絡先、受付日時等については当社のホームページに掲載します。

(個人情報の取得、利用、提供及び登録に関する同意)

第 21 条 当社は、申込みを希望する路線バス事業者及び認定事業者(認定事業者であった者を含む。)の個人情報について、当社が定める個人情報保護に関する方針にしたがって、適切に取り扱います。

(免責事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項に該当したために認定事業者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

- 一 災害、事変又は通信機器、回線及び電子計算機器等の障害若しくは電話の不通等の通信手段の障害等又は郵送上の事故その他当社の責によらない事由により、E T C 路線バス割引の利用が遅延し、又は不能になったとき。
- 二 第 6 条第 1 項の申込み、第 8 条第 1 項の変更申請及び第 1 0 条第 1 項の届出に係る書類に記載する事項の誤り等により、E T C 路線バス割引の利用が遅延し、又は不能になったとき。
- 三 当社の責によらない郵送上の事故又は電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴、妨害等がなされたことにより認定事業者の住所、氏名、電話番号、請求金額、コーポレートカード等の番号、車載器管理番号又は車両番号等が漏洩したとき。
- 四 当社が道路管理の必要上、E T C システム又はコーポレートカード等の利用を制限し、若しくは停止したため、E T C 路線バス割引の利用が遅延し、又は不能になったとき。
- 五 当社がシステムの管理の必要上、E T C 路線バス割引の利用を制限し、若しくは停止したため、E T C 路線バス割引の利用が遅延し、又は不能になったとき。
- 六 当社のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動等並びにサービスに係る一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムの故障や誤作動により認定事業者に損害が生じたとき。
- 七 E T C システムの運用事情の急変、不可抗力と認められる事由に起因して、認定事業者の要望等に当社が応じ得ないことにより認定事業者に損害が生じたとき。

(約款の変更)

第 23 条 当社は、予告することなく本約款を変更することがあります。

- 2 前項の変更を行った場合、当社は、原則として変更内容を当社から認定事業者へ通知します。
- 3 第 1 項の変更を行った日以降は、変更後の規定を適用するものとし、変更によって認定事業者

に損害が生じた場合、当社はその責任を負いません。

附 則

- 1 本約款は、平成29年3月1日から施行します。
- 2 平成27年7月1日付け実施の首都高速 ETC 路線バス前払割引利用約款は、本約款の施行をもって廃止します。
- 3 第6条第2項の利用開始予定日及び第8条第2項の路線認定事項を変更しようとする日が本約款施行の日から平成29年3月31日までの場合は、第6条第2項及び第8条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までに書類の提出をしてください。